

部活動指導ガイドライン

令和3年4月

弥富市教育委員会

弥富市小中学校

目 次

1	部活動の意義	
(1)	意義	1
(2)	学校教育における部活動の視点	1
2	適切な部活動の運営と指導	
(1)	適切な活動量（休養日や活動時間の設定等）	2
(2)	組織的な運営体制の整備	2
(3)	活動計画の作成	3
(4)	顧問の役割	3
(5)	サポート体制の充実	4
(6)	安全の確保と緊急時の対応	4
(7)	体罰の根絶	5
	【参考資料】	6

1 部活動の意義

(1) 意義

- 部活動は、スポーツ、文化等に共通の興味や関心を持つ同好の児童生徒によって行われる活動であり、教育課程内の活動（授業や学校行事等）では得られない貴重な経験ができる場となっている。
- 児童生徒は、部活動に参加することで、目的意識をもって充実した学校生活を送るだけでなく、異年齢の交流の中で、社会性や公共心を育むことができる。
- また、同じ目標に向かって取り組むことで、仲間や指導者等との触れ合いを深め、互いに切磋琢磨することを通じて豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図ることができる。
- さらに、スポーツ、文化等に親しむことで、その楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かな生活を営む資質や能力を育むことができる。

(2) 学校教育における部活動の視点

学校教育の一環として部活動を実施するに当たって、以下の点に留意する必要がある。

- 部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求する機会であることから、教科等の目標や内容との関係にも配慮しつつ、児童生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連を図ること。
- 部活動は、主として放課後に行われ、特に希望する同好の児童生徒によって行われる活動であることから、児童生徒の自主性を尊重すること。また、児童生徒に任せ過ぎたり、勝つことのみを目指したりする活動にならないよう留意すること。
- 児童生徒の自治的能力の育成も、部活動の重要な意義であることを踏まえて指導に当たるとともに、児童生徒がスポーツ活動や文化活動の形成者として、生涯にわたって主体的に参画できる能力を育むこと。
- 部活動の教育的意義が十分発揮されるよう、児童生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意したり、児童生徒のバランスのとれた生活や成長のために、休養日や練習時間を適切に設定したりするなど、児童生徒の現在及び将来の生活を見据えつつ、児童生徒の学びと生涯にわたるキャリア形成の関係を意識した活動の展開を図ること。

- 部活動の指導者は、児童生徒の能力・適性、興味・関心等に応じつつ、健康・安全に留意した上で、児童生徒の発達段階に応じて、合理的かつ効率的・効果的な活動が行われるよう配慮して指導すること。

2 適切な部活動の運営と指導

(1) 適切な活動量（休養日や活動時間の設定等）

児童生徒のバランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、児童生徒の発達段階に応じて部活動における休養日及び適切な活動時間を設定し、児童生徒や指導者の心身の疲労回復や負担軽減を図る必要がある。

ア 小学校

- 児童の発達段階に応じ、過度な負担とならないよう十分に注意して運営する。

イ 中学校

- 平日の部活動について
 - ・ 原則として、平日の練習時間は90分を上限とし、週1日以上休養日を設ける。
 - ・ 早朝の活動は原則実施しません。
- 土曜日・日曜日の部活動について
 - ・ 原則として、活動日はどちらか1日とし、練習時間は3時間程度にとどめる。
 - ・ 大会参加に伴い、土曜日・日曜日の両日にわたって部活動を行った場合は、代替の休養日を設ける。
- 長期休業中の部活動について
 - ・ 原則として、1日あたり3時間程度とするが、土曜日・日曜日は、部活動を行わないこととする。
 - ・ 土曜日・日曜日に大会がある場合は、週2日以上休養日を設けることとする。

(2) 組織的な運営体制の整備

- 部活動を通して、学校生活をより豊かで充実したものとしていくためには、部活動の意義を踏まえ、これまで以上に児童生徒の成長や学業との両立に配慮した適切な部活動運営を行う必要がある。そのためには、校長を中心とする責任ある体制の下、学校全体で組織的に推進していくことが重要である。
- 各学校における部活動の目標や運営方針等を組織全体で共有するとともに、校務分掌の組織に部活動顧問を位置づけ、連絡調整を密にして、部活動全体の組織化を図る。
- 各学校で定めた部活動の目標や運営方針に従い、部活動ごとに、参加する大会・コンクール等を精選した上で、年間及び月間等の活動計画を作成する。活動計画の作成に当たっては、児童生徒にとって、バランスのとれた学校生活やスポーツ障害を予防する観点などから、活動時間や練習日数、休養日を適切に設定する。

(3) 活動計画の作成

- 児童生徒の事故防止及び安全管理、健康管理に十分留意し、発達段階に応じた無理のない活動計画となるよう配慮する。実際に活動を行う際は、睡眠不足や疲労など、児童生徒の心身の健康状態の把握に努め、状況によっては練習時間の短縮や練習の中止も視野に入れた柔軟な対応を行う。
- 勝利を追い求めるあまり、活動内容が高度過ぎたり、活動量が児童生徒の過重な負担になったり、活動時間が長時間にわたり、睡眠不足など日常生活や学業に支障が出たりしないよう配慮する。

(4) 顧問の役割

顧問は、部活動に関する学校の目標や運営方針を踏まえ、全教職員と連携・協力し、活動計画に基づいた運営や効率的・効果的な指導を行う。

ア 児童生徒の状況把握

- 児童生徒の人権を尊重し、児童生徒の個性や能力、心理的な特徴や心の動きに配慮した指導を心がけ、生涯を通じてスポーツ・文化活動を実践する態度や能力の育成に向け、児童生徒の自主性や主体性を尊重した運営に努める。
- 部活動以外の学校生活においても児童生徒とのコミュニケーションを大切にし、児童生徒が発するシグナルを見逃さない。

イ 専門的な技術指導

- 指導方法の「引き出し」を数多くもつことを心がけ、身に付けた指導方法を児童生徒一人一人に応じて適切に使い分けることが望まれるため、運営や指導方法について、定期的に点検や分析を行い、指導力向上や改善に努める。
- 児童生徒の安全・安心の確保を徹底できるよう、安全点検の徹底、スポーツ障害・バーンアウトの予防、体罰等許されない指導の根絶、性的少数者への指導に係る正しい理解等に努めることが重要である。

(5) サポート体制の充実

部活動を持続可能なものにしていくためには、必要に応じて周囲の協力を得ながら、学校全体、さらには地域社会と連携し、組織的に活性化を図っていく必要がある。

ア 保護者との連携・協力

- 部活動は学校教育の一環として行われており、日常の教育活動や学校行事などと同様に、保護者の理解を得る必要があり、活動にかかる費用や健康、栄養などの面からも、保護者の援助、協力が不可欠である。日頃から保護者との信頼関係を築き、児童生徒の活動が充実したものになるように心掛けることが大切である。
- 学校は、部活動について保護者に情報を発信するとともに、顧問は指導方針や活動計画を保護者に知らせることで、相互の理解を深め、学校と家庭が連携した部活動運営に努める。

イ 地域との連携

- 部活動指導員など、地域人材を活用するに当たっては、部活動が学校管理下で行われる教育活動の一環であることを踏まえ、外部指導者に対して、部活動の運営方針等について十分に理解を得た上で、適切な指導に当たるよう働きかけなければならない。

(6) 安全の確保と緊急時の対応

ア 安全の確保

- 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要がある。部活動においても、児童生徒のバランスのとれた生活や成長のために健康・安全に留意した適切な活動を行う必要がある。

- 顧問は、部活動中の事故防止について十分注意を払うとともに、児童生徒に対して事前に必ず安全に対する注意喚起を行った上で指導に当たる。
- 気温、湿度に応じ、十分な水分の補給や休息時間を確保し、体調の変化に留意しながら適切な指導に努める。特に、熱中症予防のため、児童生徒の健康状態や個人差に十分配慮し、活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行う等、適切な措置を講じる。また、状況によっては活動の中止や見直し等、柔軟な対応を検討する。
- 急激な天候の変化にも迅速に対応する。例えば、雷鳴がかすかでも聞こえ始めたときは、落雷を受ける危険性があるため、すぐに安全な場所（鉄筋コンクリートの建物等の内部）に避難する等の措置を講じる。
- 活動場所の施設設備等については、常にその状態を把握するとともに、必要に応じて臨時の安全点検を実施し、事故防止に努める。例えば、サッカーゴール等移動式体育器具を固定具（くい）で確実に固定し、活動開始前には必ず点検を行う等の取り組みを組織的に進める。
- 安全点検等の実施に当たっては、児童生徒の意見も聞き入れ、児童生徒の視点で危ないと思っている箇所についても点検を行うなど、児童生徒の参加を促すことは、安全教育の視点からも重要である。

イ 緊急時の対応

- 校内で事故が発生した場合、どのような経路で医療機関に受診させるかの道筋を、あらかじめ校内で確認しておく。また、緊急時の対応を日頃から児童生徒に指導するとともに、AEDの設置場所を予め児童生徒に確認する等の対応を行う。
- 事故が発生した後は、速やかに管理職及び顧問によって事故原因を分析し、安全管理と指導の在り方について追及するとともに、早急に再発防止対策を講じる。

(7) 体罰の根絶

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、顧問は、部活動指導場面のみならず、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与え、顧問及び学校への信頼を失墜させる行為である。

- 体罰により正常な倫理観を養うことはできず、逆に、児童生徒に力による解決への志向を助長させ、いじめや暴力行為などの連鎖を生む恐れがある。
- 運動部活動においては、児童生徒の技術力・身体的能力、又は精神力の向上を図ることを目的として、肉体的、精神的負荷を伴う指導が行われる場合もあるが、これらは心身の健全な発達を促すとともに、活動を通じて達成感や仲間との連帯感を育む目的の範囲内でのみ許容されるものである。こうした指導を行う場合は、児童生徒の心身の健康状況や体力、技量等を十分に把握し、負荷の軽重を慎重に判断し、乗り越えられる見通しをもった上で取り組ませる必要がある。
- パワーハラスメントやセクシャルハラスメントと判断される発言や行為、児童生徒の容姿に係ることや人格を侮辱したり否定したりする発言は、どのような理由があっても許されるものではないことを、常に意識して指導に当たるべきである。

【参考資料】

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(平成30年3月 スポーツ庁策定)
- 「部活動指導ガイドライン」
(平成30年7月 愛知県教育委員会策定)
- 「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」
(平成30年12月 文化庁策定)